

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [\[更新\]](#)

当社は、創業時からの社は「わが社は 常にすんで よりよきものを造り 社会のために 奉仕する」の精神に基づき、先進的なエネルギー・物流技術を軸に未来の社会インフラ高度化に貢献することを目指しております。
この方針のもと、株主、顧客・取引先、社員、債権者、地域社会等全てのステークホルダーの視点に立った経営を行い、経営の効率性・健全性・透明性を確保するとともに、的確な意思決定と迅速な業務執行、適切な監督・監視等を可能とするコーポレート・ガバナンス体制の構築に努め、グループの持続的成長と企業価値向上を実現してまいります。
また、平成27年6月26日開催の定期株主総会において監査等委員会設置会社への移行を決定し、コーポレートガバナンス・コードの諸原則も踏まえ、より実効性の高いコーポレートガバナンス体制の構築に取り組んでおり、その基本的な考え方・方針等を明らかにするため、コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定いたしました。
本ガイドラインに定める事項の実践を通じて、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるとともに、社会的責任及び公共的使命を十分認識し、健全で持続的な成長が可能な企業を目指してまいります。

当社コーポレートガバナンス・ガイドライン
URL:http://www.toyokanetsu.co.jp/pdf/toyo_kanetsu_1155.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [\[更新\]](#)

【補充原則1-2(4)】 当社ガイドライン 第3条第5項

当社の現状の株主構成においては、海外投資家の保有比率は相対的に低いと考えており、今後20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [\[更新\]](#)

【原則1-4】 当社ガイドライン 第8条

当社は、株式の政策保有及び議決権行使に関する基本方針を以下のとおり定めております。

- (1)当社は、企業価値の向上を目的として取引先との関係・提携強化を図るため、政策保有株式を保有いたします。また、政策保有株式の新規取得や、保有株式の買い増しや処分等の要否は、社内規程の定めに従い取締役会に諮ります。
- (2)当社は、毎年取締役会で主要な株式の保有のねらい・合理性等を検証し、有価証券報告書「コーポレートガバナンスの状況等」の「特定投資株式」において保有のねらい・合理性等を説明いたします。
- (3)同株式に係わる議決権の行使については、1.保有先の業績の悪化が一定期間継続しており回復の目途が不明である、2.重大な不祥事が発生し、改善される見込みが不明である等、政策保有目的の合理性に合致しない恐れのある場合を除き、原則賛成いたします。

【原則1-7】 当社ガイドライン 第11条

当社は、別に定める「関連当事者との取引への対応方針」において当該取引の定義や承認手続、識別方法等を規定し、また、取締役会規則及び監査等委員会規則において会社と取締役等との取引について事前承認が必要である旨を定めるなど、会社及び株主の共同利益を害することのないよう管理し、会計基準等に従い有価証券報告書等で開示しております。

【原則3-1】 当社ガイドライン 第17条第1項

当社は、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を構築するため、法定開示にとどまらず、以下のようなコーポレートガバナンス・コードの諸原則において開示が求められている事項や経営方針・計画等投資判断上有益な事項などについても可能な限り開示するなど、主体的な情報発信に努めています。

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
中期経営計画及び決算関係資料を当社ホームページにて開示しております。
[中期経営計画]
URL:http://www.toyokanetsu.co.jp/pdf/toyo_kanetsu_1156.pdf
[決算関係資料]
URL:<http://www.toyokanetsu.co.jp/ir/index.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンス・ガイドラインを定め、当社ホームページにて開示しております。
URL:http://www.toyokanetsu.co.jp/pdf/toyo_kanetsu_1155.pdf

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
「監査等委員以外の取締役の報酬決定方針及び手続」を、当社コーポレートガバナンス・ガイドラインの別紙3にて開示しております。

(4)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
「取締役の選任基準及び手続」を、当社コーポレートガバナンス・ガイドラインの別紙1にて開示しております。
また、「社外取締役の独立性判断基準」を当社コーポレートガバナンス・ガイドラインの別紙2及び本報告書にて開示しております。

(5)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補者の氏名、経歴等及び取締役候補者とした理由について、株主総会招集通知添付書類の株主総会参考書類に記載しております。
URL:http://www.toyokanetsu.co.jp/pdf/toyo_kanetsu_1211.pdf

【補充原則4-1(1)】 当社ガイドライン 第19条第1項、第4項

当社取締役会は、監査等委員会設置会社制度の枠組みを活用し、株主総会の決議承認に基づく会社の基本的な重要事項、法令又は定款の定めによる決議承認すべき事項、経営理念・方針・戦略的な方向付け、及び経営業務執行上の重要事項等を協議決定するとともに、業務執行の監督を行っております。

なお、意思決定の迅速化や審議の活性化・効率化のため、法令・定款の定めに従い、重要な業務執行の決定の一部を取締役会の決議に基づき取締役に委任しております。但し、経営の根幹に関わる特に重要な事項については、取締役会の承認を要するものとしております。

【原則4-8】 当社ガイドライン 第23条第2項

当社は、独立社外取締役の指名に際しては、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外取締役の独立性判断基準」を定め、この基準を充足する者を独立社外取締役として2名以上選任することとしております。

【原則4-9】

当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」については、当社コーポレートガバナンス・ガイドラインの別紙2及び本報告書の「2経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に掲載しております。

【補充原則4-11(1)】 当社ガイドライン 第25条第1項

当社取締役会は、監査等委員である取締役4名以内(うち1名は原則社内)、監査等委員以外の取締役7名以内の合計11名以内とし、豊富な経験や高い見識、高度の専門性など、多様性と適正規模を両立する形で構成しております。
なお、監査等委員である取締役については、財務・会計に関する知見を有する者を1名以上選任しております。
その他、取締役の選任に関する方針・手続については、「【原則3-1】(4)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たつての方針と手続」にて開示しております。

【補充原則4-11(2)] 当社ガイドライン 第25条第2項

取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その社数は、当社の職務執行に影響を及ぼさない合理的な範囲に止めるようにしております。
なお、取締役の兼任状況は、株主総会招集通知添付書類の事業報告に記載しております。
URL:http://www.toyokanetsu.co.jp/pdf/toyo_kanetsu_1214.pdf

【補充原則4-11(3)] 当社ガイドライン 第26条

各取締役は、取締役会が全体として有効に機能していることを確認するため、毎年、取締役会の実効性評価に必要な情報を関係部門より収集した上で自己評価を行い、取締役会はこれらの評価意見を参考にして最終評価を行っております。
なお、当社は、取締役会の実効性評価にとどまらず、コーポレートガバナンス体制全般について当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに準拠して運用されているかを毎年評価し、コーポレートガバナンス全体の実効性を継続的に高めていくことといたします。

<2015年度の取締役会評価結果の概要>

当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社制度に移行し、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化に取り組んでおります。
同年11月24日には、コーポレートガバナンス・コードの諸原則も踏まえ、その基本的な考え方・方針等を明らかにするため、コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定いたしました。
当社では、「取締役会が本ガイドラインに準拠して運営されているかどうか」を中心に取締役会の実効性に関する評価を行いました。

(1)評価の方法

当社では、平成28年3~5月の取締役会において、以下の手順に従い取締役会の実効性評価を実施いたしました。
1.事務局により、実効性評価を行うために必要な参考情報を提供。
2.取締役会において、事務局より提供された参考情報に関する質疑・意見交換・追加情報提供指示等を協議。
3.実効性評価表に基づき、各取締役が自己評価を実施。
4.平成28年5月12日開催の取締役会において、各取締役の自己評価をもとに協議し、最終評価を決定。

(2)取締役会の実効性に関する分析及び評価の結果

当社取締役会は、上記の評価プロセスを通じ、取締役会が全体として有効に機能していることを確認いたしました。
評価結果の概要は以下のとおりであります。
1.各取締役は、取締役会に求められる役割・責務を十分認識し、取締役としての職務を遂行していること。
2.取締役会の運営に関する情報を集約した結果、本ガイドラインに定められた事項(第5章「取締役会等の責務」第19~31条)のうち、既に実施済の事項についてはその実施内容を、一方、今後実施予定の事項については「実施時期が適切にスケジューリングされているか」を確認し、特に指摘すべき事項はなかったこと。
【実施済の主な事項】
・コーポレートガバナンス全般にわたる基本方針として、取締役会が主導してコーポレートガバナンス・ガイドラインを策定・開示したこと。
・会社の戦略的な方向付けを明らかにするものとして、取締役会等での数次にわたる協議を経て新中期経営計画(2016~2018年度)を策定・開示したこと。
・取締役会の任意の諮問機関として「指名及び報酬諮問委員会」を設置し、同委員会において取締役の指名及び報酬に係る事項を審議し、独立社外取締役の適切な関与のもと決定プロセスの公正性と透明性を確保していること。
【実施予定の主な事項】
・政策保有株式の保有のねらい、合理性等に関する取締役会における検証
・定期株主総会における反対票等の分析結果に関する取締役会における報告と対応の要否の検討

(3)今後の課題及びその対応

今後とも、「会社の戦略的方針」や「独立的・客観的な監督機能の発揮」など、取締役会の特に重要な役割を十分果たすため、1.意思決定に係る情報を集約すること、2.多面的な視点で深く議論すること、3.その上で適切なリスクテイクと積極・果断な意思決定を行うこと、等により取締役会の実効性を引き続き確保してまいります。
また取締役会の実効性評価にとどまらず、コーポレートガバナンス体制全般についてコーポレートガバナンス・ガイドラインに準拠して運用されているかを毎年評価し、コーポレートガバナンス全体の実効性を継続的に高めていく所存であります。

【補充原則4-14(2)] 当社ガイドライン 第31条

当社は、取締役のトレーニング方針を以下のとおり定めております。

- (1)新任者をはじめとする取締役は、期待される役割・責務を果たすため、その役割・責務に係る理解の他、必要な知識の習得や更新等の研鑽に努めるとともに、異業種交流など人のネットワークの構築も自ら進んで行います。
- (2)当社は、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行い、取締役会は、こうした対応が行われているか否かを確認いたします。
- (3)研修内容は、取締役に求められる全般的な知識の習得・理解促進に役立つよう、以下の研修を基本とする他、コンプライアンスに関する社内研修を実施するなど、研修機会の充実を図ります。

1.就任時研修

基本テキストの配布や新任取締役研修の実施、外部研修への参加等を通じて取締役に求められる経営・組織人事・法律・財務等に関する基本的な知識を習得する。

2.知識更新研修

専門的で事例研究等の外部研修メニューより選択的研修を実施する他、異業種交流会への参加や社内情報データベースの活用により多様な知識を習得する。

3.社外取締役研修

会社概要の説明や事業拠点・現場見学等を通じて、当社及び業務関連知識を習得する。

【原則5-1】 当社ガイドライン 第32条第1項

当社は、以下のとおり、「株主との建設的な対話に関する方針」を定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主・投資家(以下「株主等」という。)との建設的な対話をを行い、自らの経営方針を株主等に分かりやすい形で明確に説明し、その理解を得るよう努めています。

(1)当社は、株主等との対話について、管理本部長が統括し、社内関連部署が連携するなど、対話を充実させるための体制を構築いたします。

(2)株主等からの面談の申込に対しては、株主等の希望の他、面談の目的及び主な关心事項等も踏まえ、対応方法を検討いたします。

(3)個別面談の他、経営戦略や事業内容に対する理解を得るために、決算説明会の開催、ホームページやその他の開示資料等による情報発信の更なる強化に努めます。

(4)株主等の意見・要望等のうち、重要な事項については、定期的に取締役会へフィードバックし、経営課題を共有するとともに、経営の改善に役立てます。

(5)インサイダー情報(未公表の重要事実)の取扱いには特に留意し、株主間で情報格差が生じないよう万全を期すこととし、四半期毎の決算翌日から決算発表日まではサイレント期間とするなど、面談や電話交信をはじめとする対話の申込を制限いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社りそな銀行	4,891,315	4.25

株式会社レオパレス21	4,231,400	3.67
日本生命保険相互会社	4,144,984	3.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,421,000	2.97
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,711,000	2.35
大栄不動産株式会社	2,125,900	1.84
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,610,350	1.39
株式会社みずほ銀行	1,539,628	1.33
株式会社神戸製鋼所	1,520,000	1.32
新日鐵住金株式会社	1,519,666	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 機械

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 [更新]	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
樋渡利秋	弁護士										
永井庸夫	他の会社の出身者										
中村重治	他の会社の出身者						△		△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) [更新]

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋渡利秋	○	○	——	直接会社経営に関与された経験はありませんが、検事及び弁護士として培った専門的見地を当社の監査・監督業務に生かしていただきたいため、社外取締役として選任いたします。 また、上記項目に該当しておらず、経営陣から独立しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
永井庸夫	○	○	——	シチズン時計株式会社における経営者として培った企業経営全般についての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査・監督業務に生かしていただきたいため、社外取締役として選任いたします。 また、上記項目に該当しておらず、経営陣から独立しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
中村重治	○	○	e.株式会社りそな銀行に、平成24年3月まで代表取締役副社長として就任しておりました。同行は当社グループの主要な取引銀行であり、預金、借入等の取引関係があります。当社グループの平成28年3月末時点の同行への預金残高は5,516百万円であり、同行からの借入金残高は1,499百万円であります。 h.りそな総合研究所株式会社に、平成26年3月まで代表取締役社長として就任しておりました。当社と同社とは同社の提供する研修受講の取引関係がありますが、取引の規模等に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載は省略いたします。	金融機関における経営者としての豊富な経験と知見を当社の監査・監督業務に生かしていただきたいため、社外取締役として選任いたします。 また、上記項目に該当するものの現在は出身会社の影響を受ける立場ではなく、経営陣から独立しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員(名) 常勤委員(名) 社内取締役(名) 社外取締役(名) 委員長(議長)

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 要説明

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 要説明

当社では、内部統制システム構築の基本方針において、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会補助スタッフ、兼務を含む）を置くこととし、その人事（異動・評価等）については、あらかじめ監査等委員会の承認を得るものとすること、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査等委員会の補助スタッフは、その命令に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）他業務執行ラインの指揮・命令を受けないこと及び監査等委員会の補助スタッフが他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとすることと定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 要説明

監査等委員会は、常勤の監査等委員（1名）を置き、内部監査部門及び会計監査人との連携を図りつつ、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要会議への出席、重要書類の閲覧、職務執行状況の聴取、重要拠点の往査、内部統制システムの整備状況の監視及び検証、子会社の状況把握等により事業報告及びその附属明細書の監査を行っております。また、会計監査人が適正な監査を行っているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況等について報告・説明を受け、財務諸表及びその附属明細書並びに連結財務諸表の監査を行っております。

内部監査については、監査等委員会直属の組織として内部監査室（兼務を含め、要員4名）を設置し、内部統制システムの有効性に係る監査等を実施するとともに、常勤の監査等委員と連携し、当社及び子会社の事業拠点等の往査を行うなど、当社グループ全体で効果的な監査を遂行する体制を構築しております。内部監査の結果は、監査等委員会に定期的に報告され、同委員会よりモニタリング・指示を受け、内部監査の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査室と内部統制部門とは、隨時、情報交換・意見交換を行い、相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名及び報酬諮問委員会	5	2	2	3	0	0
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名及び報酬諮問委員会	5	2	2	3	0	0

補足説明 要説明

指名及び報酬諮問委員会は、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として設置しており、過半数を社外取締役とし、委員長には社外取締役が就任しております。

取締役の指名・報酬に関する事項につきましては、同委員会における協議・答申を経て、取締役会において決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。

また、当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の通り「社外取締役の独立性判断基準」を定めております。

「社外取締役の独立性判断基準」

当社は、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役が以下の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- (1)当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（注1）
- (2)当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
- (3)当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
- (4)当社グループから役員報酬以外に、多額4の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (5)当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- (6)当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- (7)当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (8)当社グループから多額（注4）の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- (9)当社グループの業務執行取締役、常勤監査等委員が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人である者
- (10)上記(1)に過去10年間ににおいて該当していた者
- (11)上記(2)～(9)に過去3年間ににおいて該当していた者
- (12)上記(1)～(9)に該当する者が重要な者（注5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- (13)当社の業務執行者でない取締役の配偶者又は二親等以内の親族

（注）

1. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条（定義）3項6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査等委員である取締役及び監査役は含まない。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社との取引による売上高が当該取引先の売上高の相当程度を占めており、当社の事業遂行上不可欠で代替困難な取引先をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、当該取引先との取引による売上高が当社の直近事業年度における連結売上高の2%を超えている取引先や、金融取引等当社の事業遂行上不可欠な機能・サービスを提供している取引先をいうが、取引の規模、従属性等を総合的に勘案し、該当の有無を判断する。
4. 多額とは、直前事業年度において、年間1千万円を超えることをいう。
5. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施設の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の内容については、「2経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に掲載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新]

平成28年3月期の有価証券報告書において、取締役(監査等委員であるものを除く。)、監査等委員である取締役、監査役、社外役員ごとの報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新]

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の決定に際しては、「監査等委員以外の取締役の報酬決定方針及び手続」を定め、独立社外取締役が過半数を占める「指名及び報酬諮問委員会」による協議・答申を経て、取締役会の協議により決定することとし、報酬決定過程の透明性を確保しております。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役位ごとに定められた固定報酬である「基本報酬」と会社業績に連動する「付加報酬」で構成し、「付加報酬」は、連結経常利益を基本指標とし、連結営業利益や総配分性向などの指標を考慮の上、報酬テーブルに当てはめ具体的な金額を決定しております。また、中長期的な企業価値の向上に対する貢献意欲を一層高めるため、総報酬額の一定割合を当社株式の取得に拠出する「株式取得型報酬」を組み入れ、企業価値向上に向けた動機付け(インセンティブ)を行っております。

また、会社業績が一定水準を超えた場合に限り、別途株主総会の決議を経て賞与の支給をすることとしております。

監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、固定報酬のみで構成し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会資料の事前配布や、担当者あるいは常勤の監査等委員から補足説明を行うことなどにより、付議事項に関する理解を促進するとともに、代表取締役と監査等委員である取締役との意見交換会を定期的に開催し、経営状況に関する認識の共有化にも注力しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新]

取締役会は、原則毎月1回開催しており、監査等委員会設置会社制度の枠組みを活用し、株主総会の決議承認に基づく会社の基本的な重要事項、法令又は定款の定めによる決議承認すべき事項、経営理念・方針、戦略的な方向付け、及び経営業務執行上の重要事項等を協議決定するとともに、業務執行の監督を行っております。

業務執行の有効性と効率性を図る観点から、当社及び当社グループの経営に関わる重要な事項につきましては、「経営会議」の審議及び協議を経て、「取締役会」において意思決定を行っております。なお、法令・定款の定めに従い、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任しておりますが、経営の根幹に関わる特に重要な事項については、取締役会の承認を要することとしております。

監査等委員会は、会社法の定めに従い過半数を占める社外取締役3名を含む4名の監査等委員で構成されており、期待される重要な役割・責務や監査等委員会にのみ付与された権限を十分認識し、独立した客観的な立場で企業価値の向上に資するよう、内部統制システムを利用した組織的監査を行うとともに、独立的・客観的立場から業務執行の監査・監督を行っております。このため、監査等委員である社外取締役には独立性があり、高度の専門性又は企業経営者としての豊富な経験を有する人材を選任しております。

なお、会社と各監査等委員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。

また、取締役の候補者選定及び報酬決定の透明性・適正性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役が過半数を占める「指名及び報酬諮問委員会」を設置し、社外取締役の適切な関与・助言の機会を設けるなど、公正かつ透明性の高い手続を行なう体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新]

当社は、平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

これは、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会機能及び監査・監督機能を一層強化するとともに、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を目的としたものであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送 直近の第108期定時株主総会においては、開催日(平成28年6月29日)の21日前(平成28年6月8日)に招集通知を発送している。

その他 株主総会を交通至便の会場にて開催し、出席への便宜を図っている。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 機関投資家、アナリストを対象とした2016年3月期決算説明会を平成28年5月26日に開催している。

IR資料のホームページ掲載 URL:<http://www.toyokanetsu.co.jp/>（財務・業績情報、事業報告、招集通知、インベスターーズガイド、決算短信、有価証券報告書、Annual Report、決算説明会資料）

IRに関する部署(担当者)の設置 総務・人事部にスタッフを配置し、経営管理部及び経理部にてサポートする体制としている。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 グループ企業行動憲章他において規定している。

環境保全活動、CSR活動等の実施 当社並びに子会社のトヨーカネツソリューションズ株式会社及びトヨーコーケン株式会社においてISO14001の認証を取得している。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 適時開示に係る社内体制を構築している。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法等に基づき、「業務の適正を確保するための体制の整備」について、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制部門、監査等委員会及び内部監査部門の相互連携により内部統制全般の見直し、強化を図っております。

1. コンプライアンスについては、委員会の設置や統括責任者の任命など組織体制を整備する他、グループ企業行動憲章をはじめとした諸規程を定め、全取締役及び使用人への周知徹底及び意識の醸成に努めております。また、内部通報窓口を社内外に設置し、グループの取締役及び使用人が直接通報できることとしております。顧問弁護士を、顧問契約に基づき、社外の内部通報窓口として指名するとともに、コンプライアンス体制全般についても必要に応じてアドバイスを受けております。
2. リスク管理については、リスク管理規程を制定し、当社及びグループのリスク管理を統括する責任者及び担当部門を定め、リスク管理体制の構築、維持、改善を行っております。
3. 情報・文書保存管理については、重要書類取扱規程に基づき、重要な意思決定及び報告に係る文書等の適切な保存・管理に努めております。
4. グループ管理については、グループ運営・管理規程を定め、グループ運営の円滑化と適正化を図るべく、グループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備しております。
5. 監査等委員会の監査体制については、監査等委員会の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制、及び監査等委員会への報告体制など、監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制等を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除のための体制は、以下の通りであります。

1. 当社グループは、グループ企業行動憲章及び倫理規程を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを企業行動の基本として徹底する。
2. 平素より警察等の関係行政機関及び団体からの情報収集に努め、事案発生時には、これら機関・団体及び顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処する体制を整備する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

当社は、特段の方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下の通りであります。

当社グループでは、経営の基本方針に従い、主力事業の強化等を踏まえた業績向上を通じて「グループの持続的な成長・発展」を達成することにより、グループ企業価値の一層の向上を図ることが最優先課題であると考えております。
現段階においては、いわゆる「買収防衛策」をあらかじめ定めるものではありませんが、当社いたしましては、株主・投資家から負託された当然の責務として、当社の株式取引や異動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が現れた場合には、直ちに社外の専門家を含めて当該買付者の買収提案等を評価し、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損すると判断されるときは、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

1. 社内体制の状況

- (1)当社の情報取扱責任者は取締役常務執行役員管理本部長となっています。管理本部長は、経営管理部、総務・人事部、経理部管掌並びに情報開示担当取締役であり、当社及び当社のグループの重要情報が集約されます。
- (2)適時開示責任部門である経理部は、開示すべき会社情報項目並びに適時開示規則で定められている金額基準について、直近の業績及び業績見通しに當てはめた数値を予め計算し、一覧表にすることにより、その判断を速やかに行えるように体制を構築しています。
- (3)監査等委員会では、適時開示内容の適正性を監査しています。

2. 当社に係る情報

- (1)決定事実に係る情報

重要な事項については、取締役会又は経営会議において決定されます。決定された重要事項は、情報取扱責任者を中心に、開示の必要性を適時開示規則等と照合し検討します。開示が必要な場合には、遅滞なく開示手続きを行っています。

- (2)発生事実に関する情報

発生事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに総務・人事部に情報は集約され、情報取扱責任者に報告されます。その後重要事実について、情報取扱責任者を中心に、開示の必要性を適時開示規則等と照合し検討します。開示が必要な場合には、速やかに開示手続きを行っています。

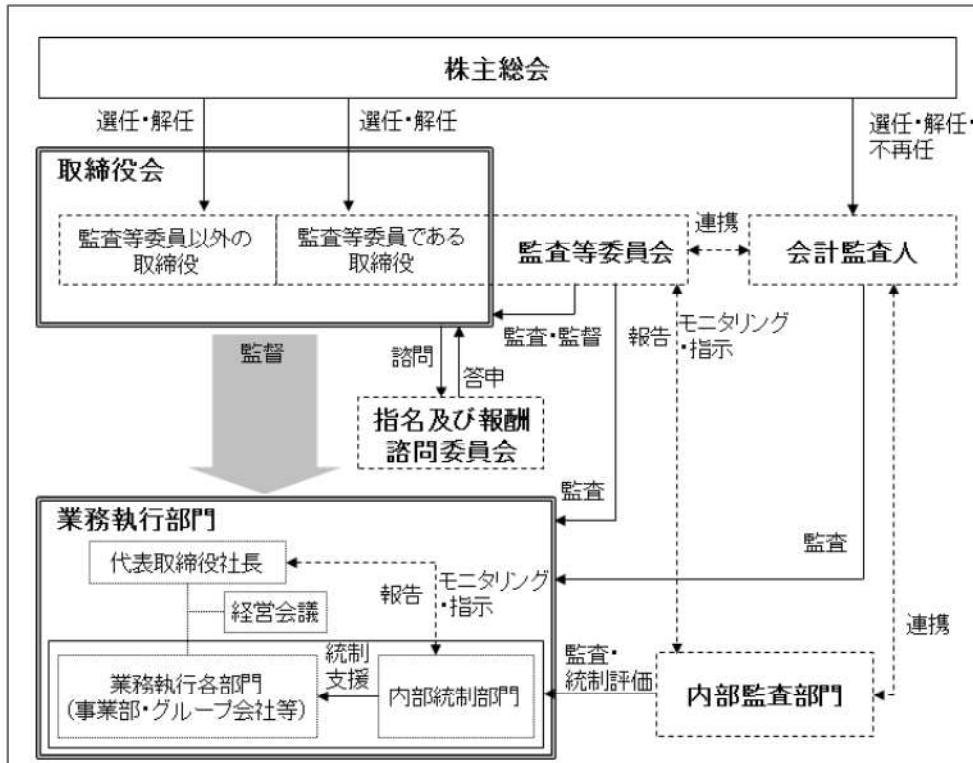
- (3)決算に関する情報

四半期及び期末決算情報は、取締役会の承認を得て同日開示を行っています。

- (4)子会社に係る情報

子会社に係る決定事実、発生事実、決算に関する情報については、当社グループ子会社を管理する経営管理部が子会社の代表者(社長)より直接報告を受け、必要により当社取締役会の承認を得ます。その内容については、情報取扱責任者を中心に、開示の必要性を適時開示規則等と照合し検討します。開示が必要な場合には、速やかに開示手続きを行っています。

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示に係る情報・報告・指示の流れ

